

国連勧告「従う義務なし」に異議あり！

国際人権基準に背を向ける国・日本

7月1日(月) 14:00~15:30

参議院会館 講堂

プログラム

- **国連の勧告が持つ意味と役割とは？ ～ 日本に欠けている視点と姿勢～**
寺中 誠 (東京経済大学/アムネスティ日本前事務局長/人権共同行動事務局長)
阿部浩己 (神奈川大学法科大学院/ヒューマンライツ・ナウ代表)
- **国連は何を指摘し、日本政府はどう応えてきたのか？**
小池振一郎 (弁護士/日弁連えん罪原因究明第三者機関 WG 副座長)
～ 拷問禁止委員会日本審査の状況から見える日本の姿勢～
伊藤和子 (ヒューマンライツ・ナウ事務局長)
～ 社会権規約委員会勧告と原発問題 ～
海渡雄一 (監獄人権センター代表)
～ 拷問禁止委員会勧告・特に死刑、代用監獄などから考える ～
原 由利子 (反差別国際運動日本委員会事務局長)
～ 人種差別、朝鮮学校無償化排除、ヘイトスピーチから考える日本の姿勢 ～
渡辺美奈 (アクティヴ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」(wam) 事務局長)
～ 国連は「慰安婦」問題をどう考え、勧告してきたか ～

主催団体

アムネスティ・インターナショナル日本/ヒューマンライツ・ナウ/反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)
/国内人権機関と選択議定書の実現を求める共同行動

賛同団体

アクティヴ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」(wam)/アジア女性資料センター/「慰安婦」問題解決オーストラリアネットワーク/外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会/外国人権法連絡会/監獄人権センター/公人による性差別をなくす会/国際人権活動日本委員会/「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会/在日韓国人問題研究所/世界女性会議岡山連絡会/全国「精神病」者集団 (JNGMDP) /戦時性暴力問題連絡協議会 /日本軍「慰安婦」問題解決全国行動/日本軍「慰安婦」問題を考える会・福山/日本婦人団体連合会/レインボー・アクション/移住労働者と連帯する全国ネットワーク

国連の勧告が持つ意味と役割とは？ ～日本に欠けている視点と姿勢～ 資料

寺中 誠（東京経済大学、元アムネスティ日本事務局長、人権共同行動事務局長）

1. 国内法と国際人権基準

憲法第98条2項(最高法規)

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

*この「確立された国際法規」とは、慣習国際法を指すものとされる。

Cf. 樋口：「(国際法/国内法)二元論の説明を前提とした上で、本来は国際法の法形式に属する規範を包括的に国内法秩序の中に組み入れたものとして理解する」

形式的には、憲法の下に整理される国内法としての効力を持つが、憲法は条約と適合的であることが前提である。(条約の違憲審査は81条により排斥されている)

国際人権基準とは

国際人権条約(別紙資料)とその他のガイドライン(原則、規則、宣言、準則など)条約の解釈に関する条約機関の見解(一般的意見、報告書審査の際の総括所見、個人通報の際の見解など)

国連の総会や人権理事会、特別手続(特別報告者、作業部会)等により示された見解

*このうち、条約以外は「法的拘束力を持たない」が、国際法はもともと「包括的に」組み入れられるものなので、法的拘束力の有無の問題は、あまり意味が無い。最終的には条約本文、そしてそれと適合的な憲法を通じ、国際人権基準は「包括的に」国内法に影響する。

従って、条約遵守義務を負う以上、関連する勧告やガイドラインについても、「表現に向けて努力すべき義務」がある。(国が正当な理由なく実現に向けた努力を怠った場合は、憲法上の遵守義務違反を構成する可能性もある)

2. 履行されない条約機関の勧告

主要人権条約の条約機関からの総括所見＝「勧告と懸念」

これまでで、日本の中で履行された勧告は稀。勧告の変遷は別紙資料参照。死刑、代用監獄、国籍による差別、性差別、性的指向差別、国際刑事法(2007年の国際刑事裁判所批准により)、司法での条約への直接言及、慰安婦、国内人権機関、差別禁止等